

一般社団法人 SCM 共同ネット研究会

会則

第1章 総則

第1条 (目的)

(1) 21世紀の循環型社会に対応する新たな物流の仕組みを創出し、全国の物流事業者が参加の上で各企業の経営資源を提供していただき、総合・ネット化し共同物流ネットワークの循環整備を行いつつ運用の具現化を目指す。

(2) 共同物流ビジネス需要を創出する為に、物流ネットビジネスの考え方による支援企業の専門家と連携し、新たなビジネスモデルによる共同型の営業を展開する事で、物流ビジネスを創出する。

第2条 (名称)

本会は一般社団法人 SCM 共同ネット研究会 (以下、本会という) と称する。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、東京都港区芝浦1丁目13番10号 第三東運ビル8Fに置く。

第4条 (活動内容)

本会は、推進事業として、次の事業活動を行う。

- (1) 次世代共同物流ネットワーク環境の企画・開発・整備
- (2) 経営・財務・営業・物流・人事マーケティング等に関するコンサルティング
- (3) 情報・通信・物流を最適に組み合わせたトータルソリューション事業の構築・支援
- (4) 各種物品の販売及びサービスの斡旋並びに流通の支援
- (5) 各種イベント及びセミナーの企画・制作・開催
- (6) 生命保険代理店事業
- (7) 損害保険代理店事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

本会の会員は、第1条に定める本会の目的に賛同・協力する法人または個人とする。

第6条 (入会)

本会に入会しようとする者は、入会申請書を理事長に提出し、理事会において承認を受けなければならない。

- 2 会員の入会に際しては、入会金として10,000円を納入するものとする。
- 3 既納の入会金はいかなる事由があっても返還しない。

第7条 (会費)

会員は、会費として月額5,000円(年額60,000円)を本会へ納入しなければならない。

- 2 会費の納入は原則として毎年6月と12月の年2回とし、半期分の会費を前払いにて納入するものとする。なお、既納の会費はいかなる事由があっても返還しないものとする。
- 3 年の途中で入会した場合は、入会月からの月割計算とし、6月もしくは12月までの分を入会月の翌月までに納入するものとする。

第8条 (退会)

本会を退会する場合は、退会届を本会宛てに提出し、理事会において退会の承認を得た時に退会を決定する。

- 2 会員が退会した場合でも、その年度内の年会費等の負担金は納付しなければならず、また、既に納付済みの会費等は、退会理由の如何を問わず返還されないものとする。

第9条 (会員資格の喪失及び除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡し、もしくは失踪宣告受け、又は解散したとき
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき
 - (5) 除名されたとき
- 2 会員は除名の申し立てを理事会に対して行うことができる。この場合、理事会において除名決定がなされたとき、その会員は本会より除名される。
 - 3 理事会は、除名の申立を受理したとき、披申立者に対し速やかに弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 理事会は、本会の品位を損なうなど、やむを得ない事由があるときに限り除名決定をすることができる。
 - 5 理事会が除名決定をしたとき、直近の総会において理事会はその決定と共に当該会員の除名理由を報告しなければならない。

第10条 (義務)

本会員は、第一条を達成すべく情報収集活動並びに提供を行う。又、各会議等に積極的に参加をする。その他、本会は、各会員の信頼と信念に基づき運営が行われる為、その信頼と信念を破壊する行為に対し、絶対に放棄しない。

第3章 組織構成

第11条 (総会)

総会は原則として毎年10月に全ての会員が参加の基、開催し、事業の報告を行うこととする。

第12条（組織）

本会は、代表理事1名、理事4名、監事1名とし、全国を北海道・東北・関東甲信越・東海中部・北陸・関西・中四国・九州沖縄の各ブロックに分け、それぞれに推進幹事、推進企業を配置する。

第13条（組織変更）

本会の組織変更は、理事会での審議による決定するものとする。

第4章 その他

第14条（会員支援及び支 hands 手数料）

本会は、会員支援のため、会員の利益に繋がる案件・ビジネスを創出することに努める。

- 2 会員が本会経由にて物流案件等のビジネスを提供または支援された場合は、原則として当該案件に対し、対象物件の内容及び金額等を考慮の上、当該案件の売上の一部を支 hands 手数料として本会に支払うものとする。
- 3 前項の支 hands 手数料は、事前に本会と会員とで別途協議のうえ決定するものとする。
- 4 会員が本会へ支払う支 hands 手数料の金額が5,000円に満たない場合は都度請求せず、支 hands 手数料の累積金額が5,000円を超えた時に、本会が会員へ請求を行うものとする。
- 5 会員は、本会経由で提供または支援された案件等を、本会に無断で相手方と直接取引するなどの行為をしてはならない。

第15条（信義誠実）

会員は信義誠実の原則に従い、本会則の各規定を遵守するものとする。

第16条（会則の改正）

本会の会則は、会員の改正発議により次項の手続きに従い改正することが出来る。

- 2 会員から本会則の改正発議があった場合、理事会が改正発議内容を審議し、理事会において改正内容が妥当と判断されたとき、理事会は総会に改正議案を提出する。この場合、理事会から総会に対して改正議案が提出された場合、総会における審議の後、出席会員の三分の二以上の賛成を以って会則の改正は成立する。
- 3 理事会において改正内容が妥当でないと判断されたとき、理事会はその改正発議を総会に諮らなうことができる。その場合、理事会は改正発議をなした会員に妥当でないとされた理由を通知するとともに、改正発議内容と審議結果を直近の総会にて報告しなければならない。

第17条（本会則の施行）

平成24年1月1日 施行

以上